

プレスリリース No.014 (要約)

SINAGER は、2020年8月9日、ホンジュラス共和国大統領により、以下が承認されたことをお知らせします。

1. 第2フェーズである、商業用の航空便を再開するための技術的な運営戦略を開始します。
2. 2020年8月10日より乗客、輸送向けの国内線の運航を、以下の空港において開始する予定です。

テグシガルパ、トンコンティン国際空港

月曜日～土曜日 午前7時～午後5時

サンペドロスーラ、ラモンヴィジェッタモラレス国際空港

月曜日～土曜日 午前7時～午後7時

ロアタン、フアンマヌエルガルベス国際空港

月曜日～土曜日 午前7時～午後5時

ラセイバ、ゴロソン国際空港

月曜日～土曜日 午前7時～午後5時

3. 2020年8月17日より、国際線の運航を、以下の条件付きで開始する予定です。

- A. 国内線の開始の結果を検証し、委員会が分析し承認する。
- B. 空港の運営の制限
- C. 新たなタイムスケジュール
- D. 当プレスリリースに定められた措置の順守

4. 空港への往來の移動の際は、必ず航空券（本紙あるいはデジタル）を持参しなければなりません。

5. 航空ターミナルへの立ち入りは、乗客以外は許可されていません。
（高齢者、身体的に不自由な人、未成年が一人で旅行する場合は例外となります。各手続きが必要となります。）

6. 出入国法に定められた出入国の要件のほかに、航空輸送に定められた安全衛生対策の効果を確保するため、以下の新たな手続きが必要となります。

A <https://prechequeo.inm.gob.hn/> にて、インフォメーションの入力等が必要となります。

- a. 出入国の事前登録
- b. 健康管理書類
- c. 国の衛生規定にて定められた宣誓書の提出
- d. 関税の書類

B すべての乗客は入国前 72 時間以内に行われた新型コロナウイルスの PCR 検査、あるいは特異度 85%、感度 98%以上の迅速検査の陰性の結果を提示しなくてはなりません。それが不可能な場合、乗客は国際衛生事務所の担当官により臨床検査所に委ねられます。

C 入国の際は国際衛生規則で定められた取り決めを順守し、担当官の指示に従わなければなりません。（臨床検査、強制隔離）

D マスクの使用の義務など、当国が定める安全衛生対策を順守する必要があります。

E 全ての旅行者は、目的地への入国や出国の要件を満たしていなければなりません。これらの要件の順守は乗客の責任となります。

外国人が呼吸感染症の症状がみられる場合、あるいは新型コロナウイルスのような伝染病の症状がみられる場合、ホンジュラス国際空港安全衛生対策の取り決めにて定められた措置が執られます。

旅行の 3 時間以上前にそれぞれの航空ターミナルに到着し、航空ターミナルに定められた全ての安全衛生対策を順守するようお願いします。

コマイアグエーラ、中央行政区、2020 年 8 月 10 日